

各 位

上場会社名 グローム・ホールディングス株式会社

代表者 代表取締役社長 宮下 仁

(東証グロース・コード 8938)

問合せ先 経営企画管理室 室長 涌井 弘行

(TEL 03-5545-8101)

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表した「過年度の有価証券報告書等の訂正及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出し、過年度の決算短信等についても訂正いたしました。

またこれと併せ、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、過年度に提出しました公 衆縦覧期間に係る内部統制報告書の訂正報告書を関東財務局に提出しておりますので、下記の とおりお知らせいたします。

記

1. 内部統制報告書の訂正報告書の提出理由

2021年6月29日に提出いたしました第29期(自2020年4月1日 至2021年3月31日)内部 統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に 基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものです。

2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正個所は を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、2021年3月31日時点におきまして当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、2021年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

<u>記</u>

当社は、当社の連結子会社であるグローム・マネジメント株式会社(以下「GMMA」という。)に

おいて、2020年8月より、GMMAと一部のアライアンス先医療機関との取引の実在性に疑義があることを確認し、これらの取引の実態及びGMMAの役職員による関与等の事実関係を把握し、当社の連結財務諸表への影響等を確認するため、2022年5月12日に当社及びGMMAと利害関係を有しない外部の専門家により組成される特別調査委員会(以下「当委員会」という。)を設置しました。

<u>当委員会による調査の結果、GMMAにおいて、役務の提供内容に見合わない売上高及び役務の提供を受けていない費用を計上していた事実等が認められました。</u>

当社は、当委員会の報告内容を検討した結果、過年度の決算を修正するとともに、2021年3月期の第2四半期・第3四半期の四半期報告書、有価証券報告書および2020年11月30日付で提出した有価証券届出書並びに2022年3月期の第1四半期から第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出しました。

今般、当社グループにおいて信頼性のある財務報告を実現するための内部統制が有効に機能しなかった原因としては、当社取締役及びGMMA代表取締役を兼務していた一部役員のコンプライアンス意識の欠如、GMMAの一部職員のコンプライアンス意識の低さ、業績面の貢献が大きい役職員に対して意見しにくい雰囲気の蔓延、GMMAにおける契約締結上の内部統制の不備、当社及びGMMAにおけるガバナンスの不十分さ、並びに内部通報制度の機能不全などがあり、全社的な内部統制が適正に機能していなかったと認識しております。また、売上の計上(売上計上要件を満たさない売上)に関する不適切な会計処理については、業務プロセスにおいて、一部のアライアンス先医療機関との取引の収益認識に関する内部統制に不備があったものと認識しております。

<u>このような財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべ</u>き重要な不備に該当すると判断いたしました。

<u>また、上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の判明が当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。</u> なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、全て財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、当該年度に発生した財務報告に係る 内部統制の重要な不備を再発させないため、当委員会からの「再発防止策の提言」を踏まえ、以下 の再発防止策を講じて内部統制の整備・運用の強化を図ってまいります。

- (1) コンプライアンスの観点からの適切な役員人事の実施、組織体制の検討
- (2) コンプライアンス重視の経営姿勢を示すトップメッセージと継続的な研修の実施
- (3) ガバナンス・内部統制の更なる改善向上
- (4) 内部通報制度等のコンプライアンスに関する諸制度の機能向上

以上